

エラーコード	内容
12P0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。
12P2	資格：資格を喪失している被保険者です。
12P3	資格：給付管理票の合計＋償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。
12P4	資格：受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。
12P5	資格：受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。
12P9	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。
12PA	資格：変更申請中の受給者です。
12PB	資格：給付減額又は償還払化の受給者です。
12PC	資格：特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。
12PD	資格：認定有効期間外の被保険者です。
12PE	資格：訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。
12PF	資格：短期入所限度額管理期間外の被保険者です。
12PJ	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。
12PK	資格：有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。
12PL	資格：利用者負担減免の申請中です。
12Q5	資格：既に資格喪失した受給者です。
12Q6	資格：受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。
12Q7	資格：証記載保険者番号が不正です。
12Q9	資格：この受給者は、旧措置者のため対象外です。
12QA	資格：請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。
12QJ	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
12QT	資格：受給者台帳記載項目と一致しません。
12VU	資格：居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。
1201	資格：二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。
1202	資格：総合事業を受けることのできない受給者です。
1203	資格：住所地特例対象者でない受給者です。
1204	資格：市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。
1205	資格：有効期間外の住所地特例対象者です。
1206	資格：該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。
1207	資格：小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。
1208	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
1209	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。
120A	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
120B	資格：二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。
120C	資格：この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。
120D	資格：二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。
120E	資格：住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載はできません。
120F	資格：住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。
12SA	資格：給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。

2 重複エラー

過去または当月に、同じ請求明細書を提出済みです。

請求データをもう一度ご確認ください。

エラーコード	内容
ANNO	資格：同月に該当する給付管理票を提出済みです。
ANN1	資格：既に該当する給付管理票が存在しています。（区間異動）
ANN2	資格：同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN3	資格：既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。（区間異動）
ANN4	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN5	資格：既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。（区間移動）
ANN6	資格：同月に再審査を行っています。
ANN7	資格：既に過誤調整を行っています。
ANN8	資格：既に該当する償還払連絡票が存在しています。
ANN9	資格：対象となる給付管理票は存在しません。
ANNA	資格：既に給付管理票修正を行っています。
ANNB	資格：公費受給者番号が重複して使われています。
ANNC	資格：既に償還明細書が提出されています。
ANND	資格：既に介護給付費請求明細書が提出されています。
ANNE	資格：過去に再審査を行っています。
ANNF	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。
ANNG	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。
ANNH	資格：既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。
ANNJ	資格：過去に該当する給付管理票を提出済みです。
ANNK	資格：給付管理票内の明細情報が重複しています。
ANNL	資格：介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。
ANNM	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。（ゼロ査定サービスあり）。

AN01	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。
AN02	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
AN03	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。（区間異動）
AN04	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
AN05	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。（区間異動）
AN06	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。
AN07	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN08	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN09	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN10	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。
AN11	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN12	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。
AN13	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。（区間異動）

3 計算誤りに係るエラー

請求額等に誤りが発生しているエラーです。
請求データをもう一度ご確認ください。

エラーコード	内容
ASS0	資格：保険及び公費請求額と利用者負担額（標準負担額）の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。
ASS1	資格：標準負担額（月額）の計算結果が不正になります。
ASS2	資格：公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。
ASS3	資格：サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。
ASS4	資格：生保単体の公費併用の請求額が不正です。
ASS5	資格：請求金額等が計算値を超えています。
ASS6	資格：受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。
ASS7	資格：集計情報の出来高単位数が（緊急＋特定）の単位数と一致しません。
ASSA	資格：既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。
ASSB	資格：査定後の請求額が計算できません。
ASSC	資格：生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。
ASSD	資格：生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。
ASSE	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が費用額を超えています。
ASSF	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が計算値を超えています。
AS01	資格：利用者負担額が明細情報の合計を超えています。
AS02	資格：利用者負担額が計算値を超えています。
AS03	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）
AS04	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）
AS05	資格：請求額が計算値を超えています。（給付率）
AS06	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率）
AS07	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率：支給限度基準額超過）
AS08	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額）
AS09	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額：支給限度基準額超過）
AS0A	資格：請求金額等が計算値と異なります。
AS0B	資格：減算単位数が一致しません。
AS0C	資格：本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。（身体拘束廃止取組）
AS0D	資格：サービス単位数が計算値と一致していません。

4 保留

給付管理票が未提出又は点検の結果返戻となったため、給付管理票と突合できなかった請求明細書は保留となります。

エラーコード	内容
保 留	居宅支援事業所が給付管理票を提出すれば、支払いとなります。サービス事業所は再提出の必要はありません。保留期間は2か月です。保留期間を過ぎると返戻となります。

※ その他のエラーコードの対応方法については、本会ホームページにも掲載してありますので、そちらをご覧ください。

アドレス <http://www.gunmakokuho.or.jp/> または「群馬県国保連合会」と検索してください。

・ホーム＞介護保険事業所の皆様へ＞4 請求関係資料＞介護給付費請求の手引き

介護保険だより（平成31年4月号～令和2年2月号）掲載記事

平成31年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度介護給付費等請求締切日及び支払予定日
令和元年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 支給限度額管理による査定について 請求誤り等による返戻依頼について 請求もれにご注意ください
令和元年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度審査決定件数及び介護給付費の状況 国保連合会で受け付けた苦情及び相談の状況
令和元年7月号	<ul style="list-style-type: none"> よくある返戻の理由と対処方法等について
令和元年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について
令和元年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 各種帳票の取得について 請求データ送信後は「送信結果」を確認してください
令和元年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 給付管理票「新規」「修正」「取消」について 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について
令和元年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所苦情処理研修会を開催しました 介護給付費等審査支払関係帳票の再発行依頼について 介護職員等特定処遇改善加算の開始について
令和元年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善加算等に係る関係帳票について 事業所評価加算算定に伴うサービス提供終了確認情報の提出について
令和元年12月号 臨時号	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月の介護給付費請求明細書の受付期間について 審査支払関係帳票の提供予定日について
令和2年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 支払決定後の過誤処理（介護給付費明細書の取下げ）について 国保連合会にお問い合わせをいただく際のお願い
令和2年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」出力情報追加について

※ 今年度、お問い合わせの多い事例を掲載していました。お問い合わせをいただく前
にご参照ください。

「介護保険だより」については、本会ホームページに掲載してありますので、そ
ちらをご覧ください。



お問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>
★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

